

特定非営利活動法人 アート・コア・川口 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 アート・コア・川口という。

(事務所)

この法人は、主たる事務所を埼玉県川口市に置く。

第2条

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対し、文化・芸術の振興を行い、豊かな感性や創造性を持った社会の確立に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言、又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①美術館や美術展示場等の企画・運営
 - ②アートによる都市再生の支援
 - ③創造性を育む教育環境作り支援
 - ④文化・芸術に関する情報収集および提供
 - ⑤今後の美術館及び市民ギャラリーのあり方への提言
 - ⑥美術品の寄贈・寄付の選定助言
 - ⑦購入・所蔵する美術品の選定助言

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の通りとし、一般会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。

(2) 維持会員 この法人の目的に賛同し、その活動を支援しスポンサーとする法人、団体、又は個人

(3) この定款に定める他会員に関する規定は、総会で別に決める。

(入会)

第7条 一般会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2. 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 一般会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 一般会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡したとき又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 一般会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において一般会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員および職員

(役員の種類)

第13条 この法人に、次の役員を置く

- (1) 理事 10～20名
- (2) 監事 1名

2. 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(役員を選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する

2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることは出来ない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるときは、総会において一般会員総数の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することが出来る。この場合には、その役員に弁明の機会を与えなければならない

(役員報酬)

第19条 役員には報酬を与えることが出来る。ただし、役員のうち報酬を受けるものの数が役員総数の3分の1以下でなければならない

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、この法人の事務局長その他の職員を置くことが出来る。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(顧問、相談役)

第21条 この法人には、顧問、および相談役を置くことができる。

第4章 会議

(会議の種類)

第22条 この法人の会議は、総会および理事会とし、総会は通常及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、一般会員をもって構成する。

(総会の機能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務、報酬
- (6) 入会金および会費の額
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事が招集するとき

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第2号の場合には、請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時および場所を示した書面により、会議の日の少なくとも20日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において出席した個人一般会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、一般会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(総会の議決)

第29条 総会の議事は、この定款の別に定めるものの他、総会に出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総会において、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することが出来る。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する一般会員は、その事項について表決権を行使することが出来ない。

(総会における書面表決等)

第30条 各一般会員の表決権は、会費の口数に関わらず1会員1票とし、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の個人一般会員を代理人として表決を委任することが出来る。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 総会の決議について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 目的及び場所
- (2) 一般会員の現在数
- (3) 総会に出席した一般会員の数(書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその旨を付記すること)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した個人一般会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名が署名、押印しなければならない。

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるものの他、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- (4) 借入金に関する事項
- (5) 事務局の組織および運営に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の場合には請求があった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、理事会の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、理事会の日の5日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することが出来ない。

(理事会の議決)

第38条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することが出来る。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつてはその旨を付記すること)
- (4) 審議事項

- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2名が署名、押印しなければならない。

第5章 資産及び会計等

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法に定めるところに従って、行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、次の通り区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る会計

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、やむをえない事由により予算が成立しないときは、予算成立

までは、前事業年度の予算に準じて収入支出することが出来る。

- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることが出来る。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるために、予算中に予備費を設けることが出来る。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定める以外の、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 6 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した一般会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法に定める軽微な事項に係る定款の変更の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
 - (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3)一般会員の欠亡
 - (4)合併
 - (5)破産
 - (6)所轄庁による設立認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、一般会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産は、埼玉県川口市に帰属させるものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 雑則

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(施行細則)

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の理事長および役員は、次の通りとする。

理事長	永瀬洋治
副理事長	森 敬介
理事	清水泰博
	岩田 健
	酒井忠康
	大高 幸
	飯田郷介
	柳沢明美
	宍倉慶治
	清水雅智子
	佐藤陽子
	岡村睦美

木滝和宗

監事 吉野喜平

3. この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、この定款の規定に関わらず、設立総会で定めるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定に関わらず、成立の日から平成17年4月30日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定に関わらず、次に掲げる額とする。但し、口数に上限は設けない。

一般会員

- | | | | |
|---------|----|----|---------|
| (1) 入会金 | 個人 | 1口 | 3,000円 |
| | 法人 | 1口 | 5,000円 |
| | 団体 | 1口 | 3,000円 |
| (2) 年会費 | 個人 | 1口 | 10,000円 |
| | 法人 | 1口 | 25,000円 |
| | 団体 | 1口 | 10,000円 |

維持会員

- | | | | |
|---------|----|----|---------|
| (1) 年会費 | 個人 | 1口 | 10,000円 |
| | 法人 | 1口 | 25,000円 |
| | 団体 | 1口 | 10,000円 |

この定款は当法人のもので相違ありません。

2020年11月5日

埼玉県川口市栄町3丁目105番地15-2 3階 埼玉画廊内

特定非営利活動法人アート・コア・川口

理事 利根 忠博 ㊞